

地方独立行政法人長野市民病院 業務方法書（案）について

○ 業務方法書とは

地方独立行政法人の具体的な業務の方法の要領を記載した書類で、地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。

地方独立行政法人法【抜粋】

(業務方法書)

第22条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

地方独立行政法人長野市民病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（案）【抜粋】

(業務方法書の記載事項)

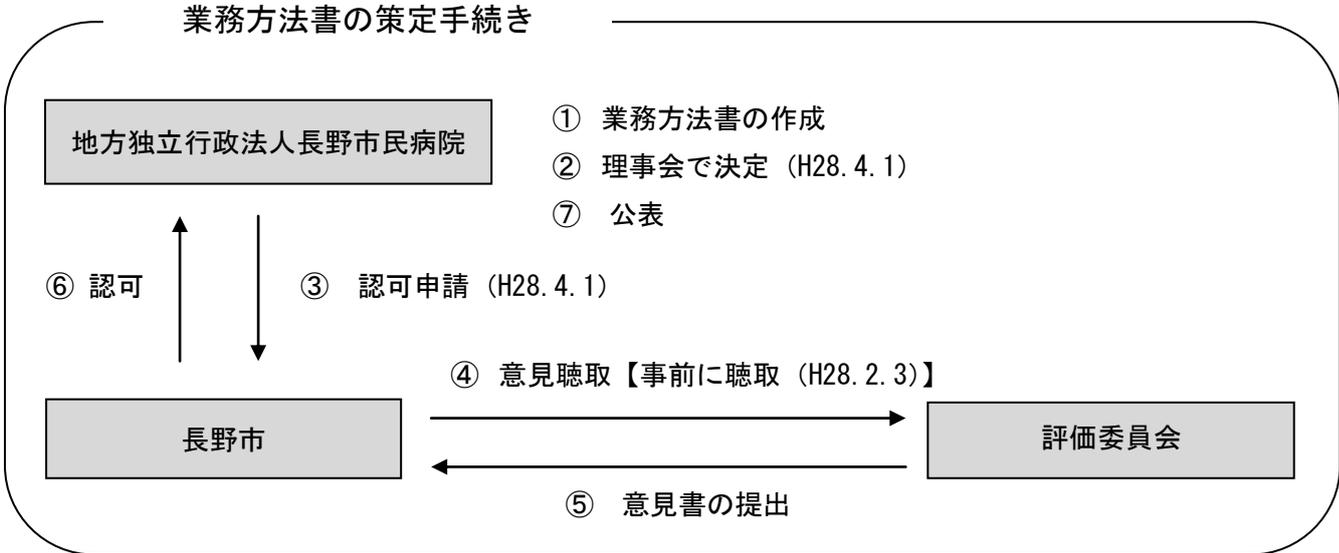
第2条 法第22条第2項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法人の定款に規程する業務に関する事項

(2) 業務委託の基準

(3) 競争入札その他契約に関する基本的事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項



地方独立行政法人長野市民病院業務方法書（案）

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人長野市民病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成28年長野市規則第〇〇号）第2条の規定に基づき、地方独立行政法人長野市民病院（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により長野市長（以下「市長」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

（病院の設置及び運営）

第3条 法人は、地域の中核病院として、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした医療を提供するとともに、地域の医療機関との機能分担及び連携を行うことにより、住民の健康の維持及び増進に寄与するため、地方独立行政法人長野市民病院定款（以下「定款」という。）第16条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

（法人の行う業務）

第4条 法人は、定款第17条の規定に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 医療を提供すること。
 - (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
 - (3) 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
 - (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
 - (5) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
 - (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 法人は、前項各号に掲げる業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができるものとする。
- 3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができるものとする。

（業務の委託）

第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができる場合、業務の一部を委託することができる。

（委託契約）

第6条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

（契約の方法）

第7条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りによることができるものとする。

2 法人は、前項の規定による契約に関しては、契約の性質又は目的に応じ、費用の縮減等に十分配慮した方法によるものとする。

(委任)

第8条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、市長の認可の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。